

尼崎市雇用対策協定

少子高齢化と人口減少の進展や経済のグローバル化による産業競争の激化など、社会や経済の構造が大きく変化する中、「経済の好循環と『しごと』の安定を目指す」ことを基本目標のひとつとした尼崎版総合戦略の観点を踏まえ、地域における活発な産業活動による雇用の創出と、そこで働く人材が働くことを通じてその意欲と能力を十分に發揮し、積極的に活躍できる環境を構築することが、まちの活力を高めていく上で極めて重要である。

このため、尼崎市と厚生労働省兵庫労働局は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していくよう、以下のとおり「尼崎市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結する。

第1条（目的）

この協定は、尼崎市及び兵庫労働局が経済の好循環と雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携して、「市内企業の若手人材確保と定着支援及び女性の活躍推進」を中心に雇用に関する課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的として締結する。

第2条（事業内容等）

尼崎市及び兵庫労働局は、前条の目的を達成するため、共通の事業目標のもとに具体的な取組の内容及び実施方法を「尼崎市雇用対策協定に基づく事業計画」(以下「事業計画」という。)に定めるものとする。

第3条（要請等）

尼崎市長及び兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

第4条（運営協議会等）

尼崎市と兵庫労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

- 2 運営協議会は必要的都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。
- 3 運営協議会の下に事業内容の詳細な検討を行うため作業部会を設置する。

第5条（秘密保守）

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、尼崎市及び兵庫労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第6条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、尼崎市及び兵庫労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

- 2 協定当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、尼崎市長、厚生労働省兵庫労働局長が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年1月19日

尼崎市長

稻村 和



厚生労働省兵庫労働局長

小林

